

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

平成三十年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
尾道市向島宇山ふれあい館	尾道市向島町 6216 番地 4	平成 30 年 4 月 5 日
旧田熊中学校	尾道市因島田熊町 1315 番地 1	平成 30 年 4 月 5 日